

特定個人情報保護評価書 (基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

江戸川区は、国民健康保険に関する保険給付の支給、保険料の徴収等の事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させる為に適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

東京都江戸川区長

公表日

令和6年4月10日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)等の法令に基づき住民から提出された申告書等情報、他自治体や他部署から取得する地方税関係情報等を用いて住民の国民健康保険の資格管理、国民健康保険料の賦課、各種保険給付を行う。 また、賦課した国民健康保険料の収納業務を行い、納期限までに納付しない住民に対して滞納整理を実施する。 さらに、オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務を行う。 具体的な事務の内容は以下のとおりである。 ①住民基本台帳の異動等による国民健康保険資格取得又は喪失に係る届出、各種通知、職権確認等に基づく資格の取得喪失管理 ②賦課関係情報に基づき、国民健康保険料を決定、変更 ③国民健康保険料の減免等に関する申請による国民健康保険料の決定 ④高齢受給者証発行対象者の所得関連情報を取得し、窓口負担割合を判定 ⑤医療機関から提供される診療報酬明細書をもとに医療機関への支払 ⑥該当者からの申請により各種給付(療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費及び結核・精神医療給付金)の申請受付及び支払 ⑦被保険者からの申請に基づき、所得区分に応じた限度額適用認定証等の交付 ⑧災害や失業等の特別な理由により支払が困難な被保険者からの申請を受け、調査を行い、結果に基づき一部負担金の減額又は免除の決定 ⑨国民健康保険法に基づき賦課された国民健康保険料の収納情報の管理 ⑩過納金、誤納金等の情報の管理 ⑪滞納者に対する、納付交渉、督促、催告、調査、滞納処分等の情報を管理 ⑫オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、東京都国民健康保険団体連合(以下この評価書において「国保連」という。)から委託を受けた国民健康保険中央会が、江戸川区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、江戸川区から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ⑬オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、社会保障診療報酬支払基金が江戸川区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、江戸川区から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	国民健康保険システム、保険料賦課システム、資格管理システム、給付システム、保険料収納システム、統合DB、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、福祉システム、国保総合システム及び国保情報集約システム、税務システム、医療保険者向け中間サーバー等、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国保賦課ファイル 2. 国保資格ファイル 3. 国保給付ファイル 4. 国保収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下この評価書において「番号法」という。)第9条第1項及び第2項並びに別表第一の30の項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例(平成27年10月条例第30号)第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [番号法別表第二における情報提供の根拠] ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) ・第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、78、120の項) ・第三欄(情報提供者)が「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項) ・第三欄(情報提供者)が「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、88、106の項) ・第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22、97の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) [番号法別表第二における情報照会の根拠] ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による事務」が含まれる項(42、43、44、45の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	江戸川区 健康部 医療保険課
②所属長の役職名	医療保険課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	江戸川区 健康部 医療保険課 郵便番号132-8501 江戸川区中央1-4-1 電話:03-5662-0540
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	江戸川区 健康部 医療保険課 電話:03-5662-0540 ファックス:03-3651-6536

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者 (元職員、アクセス権限のない職員等) によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない (入手) [] 接続しない (提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [☐] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月15日	I 3. 個人番号の利用-法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下この評価書において「番号法」という。)第9条第1項別表第一の30の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第24条 番号法第9条第2項に関する条例制定予定 国民健康保険法 国民健康保険法施行令 国民健康保険法施行規則 等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下この評価書において「番号法」という。)第9条第1項別表第一の30の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第24条 江戸川区個人番号の利用に関する条例 江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則 国民健康保険法 国民健康保険法施行令 国民健康保険法施行規則 等	事後	しきい値判断の結果の変更に該当しない変更
平成28年7月15日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供-②法令上の根拠	〔番号法別表第二における情報提供の根拠〕 :第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) :第三欄(情報提供者)が「その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、88、106の項) :第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22、97の項) :第三欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(120の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第七十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)	〔番号法別表第二における情報提供の根拠〕 :第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) :第三欄(情報提供者)が「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、88、106の項) :第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22、97の項) :第三欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(120の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第七十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)	事後	しきい値判断の結果の変更に該当しない変更
平成28年7月15日	I 5. 評価実施機関における担当部署-②所属長	医療保険課長 小島 善明	医療保険課長 岡部 長年	事後	しきい値判断の結果の変更に該当しない変更
平成28年12月15日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-③システムの名称	国民健康保険システム、統合DB、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、福祉システム、国保総合システム、税務システム	国民健康保険システム、統合DB、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、福祉システム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム、税務システム	事後	しきい値判断の結果の変更に該当しない変更
平成28年12月15日	I 3. 個人番号の利用-法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下この評価書において「番号法」という。)第9条第1項別表第一の30の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第24条 江戸川区個人番号の利用に関する条例 江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則 国民健康保険法 国民健康保険法施行令 国民健康保険法施行規則 等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下この評価書において「番号法」という。)第9条第1項別表第一の30の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第24条 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項 江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則第3条 国民健康保険法 国民健康保険法施行令 国民健康保険法施行規則 等	事後	しきい値判断の結果の変更に該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月15日	Ⅰ 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下この評価書において「令第7号」という。) 〔番号法別表第二における情報提供の根拠〕 ：第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) ：第三欄(情報提供者)が「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、88、106の項) ：第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22、97の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下この評価書において「別表第二省令」という。) 〔番号法別表第二における情報提供の根拠〕 ：第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) ：第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、78、120の項) ：第三欄(情報提供者)が「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項) ：第三欄(情報提供者)が「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、88、106の項) ：第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22、97の項)	事後	しきい値判断の結果の変更に該当しない変更
平成28年12月15日	Ⅰ 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-② 法令上の根拠(続き)	第三欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(120の項) ：第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) 〔令第7号における情報提供の根拠〕：第1条第1号第2号イ、第2条第2号第3号イ第5号イ第6号イ第7号イ第12号イ、第3条第2号第3号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第2号第3号第4号第5号第6号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号、第20条第8号ハ、第25条第3号イ第7号口第8号イ、第33条第1号、第43条第3号イ第5号口第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号、第46条第1号第2号第3号第4号第5号第6号第7号第8号第2項	：第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) 〔別表第二省令における情報提供の根拠〕 ：第1条第1号第2号イ、第2条第3号第4号イ第6号イ第9号イ第10号イ第16号イ、第3条第3号第4号イ第6号イ第7号第8号イ第9号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第4号第5号第6号第7号第8号、第8条第3号ハ、第10条の2第3号、第11条の2第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第20条第8号ハ、第25条第3号イ第7号口第8号イ、第33条第1号、第41条の2第3号、第43条第3号イ第5号イ第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第46条第1項第1号第3号第4号第5号第6号第7号第2項、第49条第2号ハ、第55条の2第3号、第59条の3第3号ハ	事後	しきい値判断の結果の変更に該当しない変更
平成28年12月15日	Ⅰ 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-② 法令上の根拠(続き)	※別表第二の17、22、30、33、39、46、58、88、120の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定 ※別表第二の97、106の項に対応する医療保険給付関係情報の規定なし。 〔番号法別表第二における情報照会の根拠〕 ：第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による事務」が含まれる項(42、43、44、45の項) 〔令第7号における情報照会の根拠〕 ：第25条、第26条 ※別表第二の43、45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	※別表第二の30、33、39、46、58、88の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定 〔番号法別表第二における情報照会の根拠〕 ：第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による事務」が含まれる項(42、43、44、45の項) 〔別表第二省令における情報照会の根拠〕 ：第25条、第25条の2、第26条 ※別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	事後	しきい値判断の結果の変更に該当しない変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月1日	Ⅰ 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の概要	国民健康保険法等の法令に基づき住民から提出された申告書等情報、他自治体や他部署から取得する地方税関係情報等を用いて住民の国民健康保険の資格管理、国民健康保険料の賦課、各種保険給付を行う。 ②該当者からの申請により各種給付（療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金及び葬祭費）の申請受付及び支払 ⑧災害や失業等の特別な理由により支払が困難な被保険者からの申請を受け、調査を行い、結果に基づき一部負担金の減額又は免除の決定	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）等の法令に基づき住民から提出された申告書等情報、他自治体や他部署から取得する地方税関係情報等を用いて住民の国民健康保険の資格管理、国民健康保険料の賦課、各種保険給付を行う。 ②該当者からの申請により各種給付（療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費及び結核・精神医療給付金）の申請受付及び支払 ⑧災害や失業等の特別な理由により支払が困難な被保険者からの申請を受け、調査を行い、結果に基づき一部負担金の減額又は免除の決定 ～上記以外の項目に変更なし～	事前	
平成30年7月1日	Ⅰ 3. 個人番号の利用-法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下この評価書において「番号法」という。）第9条第1項別表第一の30の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第5号）第24条江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則第3条国民健康保険法国民健康保険法施行令国民健康保険法施行規則 等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下この評価書において「番号法」という。）第9条第1項第2項及び別表第一の30の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第5号）第24条江戸川区個人番号の利用に関する条例（平成27年10月条例第30号）第4条第1項江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年10月規則第58号）第3条	事前	
平成30年7月1日	Ⅰ 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第7号）（以下この評価書において「別表第二省令」という。） 〔番号法別表第二における情報提供の根拠〕 ：第三欄（情報提供者）が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「医療保険給付関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項） ：第三欄（情報提供者）が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項（9、12、15、78、120の項） ：第三欄（情報提供者）が「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項（109の項）	・番号法第19条第7号第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第7号）（以下この評価書において「別表第二省令」という。） ・江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第1項及び別表第二 〔番号法別表第二における情報提供の根拠〕 ：第三欄（情報提供者）が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「医療保険給付関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項） ：第三欄（情報提供者）が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項（9、12、15、78、119の項） ：第三欄（情報提供者）が「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項（109の項）	事前	
平成30年7月1日	Ⅰ 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠（続き）	：第三欄（情報提供者）が「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項（17、88、106の項） ：第三欄（情報提供者）が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項（22、97の項） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第三十六条第一項（同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（46の項） 〔別表第二省令における情報提供の根拠〕 ：第1条第1号第2号イ、第2条第3号第4号イ第5号イ第9号イ第10号イ第16号イ、第3条第3号第4号イ第6号イ第7号第8号イ第9号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第4号第5号第6号第7号第8号、第8条第3号ハ、第10条の2第3号、	：第三欄（情報提供者）が「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項（17、88、106の項） ：第三欄（情報提供者）が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項（22、97の項） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第三十六条第一項（同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（46の項） 〔別表第二省令における情報提供の根拠〕 ：第1条第1号第2号イ、第2条第3号イ第4号第5号イ第8号イ第10号イ第11号イ第17号イ、第3条第4号イ第5号第6号イ第9号イ第10号イ第11号イ第12号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第3号第5号第6号第7号第8号第9号、第8条第3号、第10条の2第2号、	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月1日	Ⅰ 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠 (続き)	第11条の2第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第20条第8号ハ、第25条第3号イ第7号口第8号イ、第33条第1号、第41条の2第3号、第43条第3号イ第5号イ第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第46条第1項第1号第3号第4号第5号第6号第7号第2項、第49条第2号ハ、第55条の2第3号、第59条の3第3号ハ ※別表第二の30、33、39、46、58、88の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定 〔番号法別表第二における情報照会の根拠〕 ・第一欄 (情報照会者) が「市町村長」の項のうち、第二欄 (事務) に「国民健康保険法による事務」が含まれる項 (42,43,44,45の項) 〔別表第二省令における情報照会の根拠〕 ・第25条、第25条の2、第26条 ※別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	第11条の2第2号、第12条の3第1号、第15条第1号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第22条の2第2号イ第3号第4号第6号イ第7号第8号第9号、第24条の2第3号イ第4号イ第5号第8号イ第9号イ、第25条第3号イ第7号口第8号イ、第31条の2第4号イ第5号イ第6号第9号イ第10号イ、第33条第1号、第41条の2第3号、第43条第3号イ第5号イ第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第46条第1項第1号第3号第4号第5号第6号第7号第2項、第49条第2号イ、第53条第1号イ第2号イ第5号イ、第55条の2第1号イ第2号、第59条の3第3号イ ※別表第二の27、30、46、88の項に対応する別表第二省令は、改めて命令の公布後、一部改正により追加予定 〔番号法別表第二における情報照会の根拠〕 ・第一欄 (情報照会者) が「市町村長」の項のうち、第二欄 (事務) に「国民健康保険法による事務」が含まれる項 (42,43,44,45の項) 〔別表第二省令における情報照会の根拠〕 ・第25条、第25条の2、第26条 ※別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令の公布後、一部改正により追加予定 〔江戸川区個人番号の利用に関する条例における情報照会の根拠〕 第4条第1項及び別表第二の29の項	事前	
平成30年3月31日	Ⅰ 1. 対象人数-いつ時点の計数か	平成26年11月1日時点	平成29年12月1日時点	事後	
平成30年3月31日	Ⅰ 2. 取扱者数-いつ時点の計数か	平成26年11月1日時点	平成29年12月1日時点	事後	
令和1年6月15日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	江戸川区は、国民健康保険に関する保険給付の支給、保険料の徴収等の事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させる為に適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	江戸川区は、国民健康保険に関する保険給付の支給、保険料の徴収等の事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させる為に適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和1年6月15日	Ⅰ 1. 特定個人情報を取り扱う事務-①事務の名称	国民健康保険法に定められた保険給付の支給、保険料の徴収等に関する事務	国民健康保険に関する事務	事後	
令和1年6月15日	Ⅰ 1. 特定個人情報を取り扱う事務-③システムの名称	国民健康保険システム、統合DB、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、福祉システム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム、税務システム	国民健康保険システム、統合DB、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、福祉システム、国保総合システム及び国保情報集約システム、税務システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月15日	Ⅰ 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下この評価書において「別表第二省令」という。) ・江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第1項及び別表第二 〔番号法別表第二における情報提供の根拠〕 ：第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) ：第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、78、119の項) ：第三欄(情報提供者)が「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下この評価書において「別表第二省令」という。) 〔番号法別表第二における情報提供の根拠〕 ：第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) ：第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、78、119の項) ：第三欄(情報提供者)が「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項)	事後	
令和1年6月15日	Ⅰ 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-② 法令上の根拠(続き)	：第三欄(情報提供者)が「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、88、106の項) ：第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22、97の項) ：第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) 〔別表第二省令における情報提供の根拠〕 ：第1条第1号第2号イ、第2条第3号イ第4号第5号イ第8号イ第10号イ第11号イ第17号イ、第3条第4号イ第5号第6号イ第9号イ第10号第11号イ第12号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第3号第5号第6号第7号第8号第9号、第8条第3号、第10条の2第2号、	：第三欄(情報提供者)が「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、88、106の項) ：第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22、97の項) ：第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) 〔別表第二省令における情報提供の根拠〕 ：第1条第1号第2号イ、第2条第3号イ第4号第5号イ第8号イ第10号イ第11号イ第17号イ、第3条第4号イ第5号第6号イ第9号イ第10号第11号イ第12号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第3号第5号第6号第7号第8号第9号、第8条第3号、第10条の2第2号、	事後	
令和1年6月15日	Ⅰ 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-② 法令上の根拠(続き)	第11条の2第2号、第12条の3第1号、第15条第1号、第19条第1号イ2号第3号第4号第5号第6号、第22条の2第2号イ第3号第4号第5号イ第7号第8号第9号、第24条の2第3号イ第4号イ第5号第8号イ第9号イ、第25条第3号イ第7号口第8号イ、第31条の2第4号イ第5号イ第6号第9号イ第10号イ、第33条第1号、第41条の2第3号、第43条第3号イ第5号イ第7号、第44条第1号イ2号第3号第4号第5号第6号、第46条第1項第1号第3号第4号第5号第6号第7号第2項、第49条第2号イ、第53条第1号イ第2号イ第5号イ、第55条の2第1号イ第2号、第59条の3第3号イ ※別表第二の27、30、46、88の項に対応する別表第二省令は、改めて命令の公布後、一部改正により追加予定 〔番号法別表第二における情報照会の根拠〕 ：第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による事務」が含まれる項(42,43,44,45の項) 〔別表第二省令における情報照会の根拠〕 ：第25条、第25条の2、第26条 ※別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令の公布後、一部改正により追加予定 〔江戸川区個人番号の利用に関する条例における情報照会の根拠〕 第4条第1項及び別表第二の29の項	第11条の2第2号、第12条の3第1号、第15条第1号、第19条第1号イ2号第3号第4号第5号第6号、第22条の2第2号イ第3号第4号第5号イ第7号第8号第9号、第24条の2第3号イ第4号イ第5号第8号イ第9号イ、第25条第3号イ第7号口第8号イ、第31条の2第4号イ第5号イ第6号第9号イ第10号イ、第33条第1号、第41条の2第3号、第43条第3号イ第5号イ第7号、第44条第1号イ2号第3号第4号第5号第6号、第46条第1項第1号第2号第3号第4号第5号第6号第7号第2項、第49条第2号イ、第53条第1号イ第2号イ第5号イ、第55条の2第1号イ第2号第3号第4号、第59条の3第3号イ ※別表第二の27、30、46、88の項に対応する別表第二省令は、改めて命令の公布後、一部改正により追加予定 〔番号法別表第二における情報照会の根拠〕 ：第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による事務」が含まれる項(42,43,44,45の項) 〔別表第二省令における情報照会の根拠〕 ：第25条、第25条の2、第26条 ※別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令の公布後、一部改正により追加予定	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月15日	I 5. 評価実施機関における担当部署-②所属長	医療保険課長 岡部 長年	削除	事後	
令和1年6月15日	I 5. 評価実施機関における担当部署-②所属長の役職名	新設	医療保険課長	事後	
令和1年6月15日	II 1. 対象人数-いつ時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	
令和1年6月15日	II 2. 取扱者数-いつ時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	
令和1年6月15日	II 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	
令和1年6月15日	IV 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	新設	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	
令和1年6月15日	IV 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	新設	十分である	事後	
令和1年6月15日	IV 3. 特定個人情報の使用-目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	新設	十分である	事後	
令和1年6月15日	IV 3. 特定個人情報の使用-権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	新設	十分である	事後	
令和1年6月15日	IV 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	新設	十分である	事後	
令和1年6月15日	IV 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	新設	十分である	事後	
令和1年6月15日	IV 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	新設	十分である	事後	
令和1年6月15日	IV 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	新設	十分である	事後	
令和1年6月15日	IV 7. 特定個人情報の保管・消去	新設	十分である	事後	
令和1年6月15日	IV 8. 監査	新設	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査	事後	
令和1年6月15日	IV 9. 従業者に対する教育・啓発	新設	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月14日	I 1. 特定個人情報を取り扱う事務-③事務の内容	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)等の法令に基づき住民から提出された申告書等情報、他自治体や他部署から取得する地方税関係情報等を用いて住民の国民健康保険の資格管理、国民健康保険料の賦課、各種保険給付を行う。 また、賦課した国民健康保険料の収納業務を行い、納期限までに納付しない住民に対して滞納整理を実施する。 具体的な事務の内容は以下のとおりである。 ①住民基本台帳の異動等による国民健康保険資格取得又は喪失に係る届出、各種通知、職権確認等に基づく資格の取得喪失管理 ②賦課関係情報に基づき、国民健康保険料を決定、変更 ③国民健康保険料の減免等に関する申請による国民健康保険料の決定 ④高齢受給者証発行対象者の所得関連情報を取得し、窓口負担割合を判定	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)等の法令に基づき住民から提出された申告書等情報、他自治体や他部署から取得する地方税関係情報等を用いて住民の国民健康保険の資格管理、国民健康保険料の賦課、各種保険給付を行う。 また、賦課した国民健康保険料の収納業務を行い、納期限までに納付しない住民に対して滞納整理を実施する。 さらに、オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務を行う。 具体的な事務の内容は以下のとおりである。 ①住民基本台帳の異動等による国民健康保険資格取得又は喪失に係る届出、各種通知、職権確認等に基づく資格の取得喪失管理 ②賦課関係情報に基づき、国民健康保険料を決定、変更 ③国民健康保険料の減免等に関する申請による国民健康保険料の決定 ④高齢受給者証発行対象者の所得関連情報を取得し、窓口負担割合を判定	事前	
令和2年8月14日	I 1. 特定個人情報を取り扱う事務-③事務の内容(続き)	⑤医療機関から提供される診療報酬明細書をもとに医療機関への支払 ⑥該当者からの申請により各種給付(療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費及び結核・精神医療給付金)の申請受付及び支払 ⑦被保険者からの申請に基づき、所得区分に応じた限度額適用認定証等の交付 ⑧災害や失業等の特別な理由により支払が困難な被保険者からの申請を受け、調査を行い、結果に基づき一部負担金の減額又は免除の決定 ⑨国民健康保険法に基づき賦課された国民健康保険料の収納情報の管理 ⑩過納金、誤納金等の情報の管理 ⑪滞納者に対する、納付交渉、督促、催告、調査、滞納処分等の情報を管理	⑤医療機関から提供される診療報酬明細書をもとに医療機関への支払 ⑥該当者からの申請により各種給付(療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費及び結核・精神医療給付金)の申請受付及び支払 ⑦被保険者からの申請に基づき、所得区分に応じた限度額適用認定証等の交付 ⑧災害や失業等の特別な理由により支払が困難な被保険者からの申請を受け、調査を行い、結果に基づき一部負担金の減額又は免除の決定 ⑨国民健康保険法に基づき賦課された国民健康保険料の収納情報の管理 ⑩過納金、誤納金等の情報の管理 ⑪滞納者に対する、納付交渉、督促、催告、調査、滞納処分等の情報を管理 ⑫オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、東京都国民健康保険団体連合(以下この評価書において「国保連」という。)から委託を受けた国民健康保険中央会が、江戸川区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、江戸川区から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。	事前	
令和2年8月14日	I 1. 特定個人情報を取り扱う事務-③事務の内容(続き)		⑬オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、社会保障診療報酬支払基金が江戸川区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、江戸川区から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事前	
令和2年8月14日	I 1. 特定個人情報を取り扱う事務-③システムの名称	国民健康保険システム、統合DB、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、福祉システム、国保総合システム及び国保情報集約システム、税務システム	国民健康保険システム、統合DB、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、福祉システム、国保総合システム及び国保情報集約システム、税務システム、医療保険者向け中間サーバー等	事前	
令和2年8月14日	I 3. 個人番号の利用-法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下この評価書において「番号法」という。第9条第1項第2項及び別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第24条 江戸川区個人番号の利用に関する条例(平成27年10月条例第30号)第4条第1項 江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年10月規則第58号)第3条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下この評価書において「番号法」という。第9条第1項及び第2項並びに別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)(以下この評価書において「主務省令」という。第24条 江戸川区個人番号の利用に関する条例(平成27年10月条例第30号)第4条第1項 江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年10月規則第58号)第3条 国保法第113条の3第1項及び第2項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月14日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携の根拠-②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下この評価書において「別表第二省令」という。)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下この評価書において「別表第二省令」という。) ・番号法附則第6条第4項 ・国保法第113条の3第1項及び第2項	事前	
令和2年8月14日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携の根拠-②法令上の根拠(続き)	[番号法別表第二における情報提供の根拠] :第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) :第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、78、119の項) :第三欄(情報提供者)が「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項) :第三欄(情報提供者)が「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、88、106の項) :第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22、97の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)	[番号法別表第二における情報提供の根拠] :第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) :第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、78、120の項) :第三欄(情報提供者)が「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項) :第三欄(情報提供者)が「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、88、106の項) :第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22、97の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)	事前	
令和2年8月14日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携の根拠-②法令上の根拠(続き)	[別表第二省令における情報提供の根拠] :第1条第1号第2号イ、第2条第3号イ第4号第5号イ第8号イ第10号イ第11号イ第17号イ、第3条第4号イ第5号第6号イ第9号イ第10号第11号イ第12号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第3号第4号第5号第6号第7号第8号イ第9号イ第10号、第8条第1号ハ第2号ハ第3号、第10条の2第2号、第11条の2第2号、第12条の3第1号、第15条第1号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第22条の2第2号イ第3号第4号第6号イ第7号第8号第9号、第24条の2第3号イ第4号イ第5号第8号イ第9号イ、第25条第3号イ第7号ロ第8号イ、第31条の2第3号イ第5号イ第6号第9号イ第10号イ、第33条第1号、第41条の2第3号、第43条第3号イ第5号イ第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第46条第1項第1号第3号第4号第5号第6号第7号第2項、第49条第2号イ、第53条第1号イ第2号イ第5号イ、第55条の2第1号イ第2号第3号第4号、第59条の3第3号イ ※別表第二の27、30、46、88の項に対応する別表第二省令は、改めて命令の公布後、一部改正により追加予定	[別表第二省令における情報提供の根拠] :第1条第1号第2号イ、第2条第3号イ第4号第5号イ第8号イ第10号イ第11号イ第17号イ、第3条第4号イ第5号第6号イ第8号イ第9号イ第10号第11号イ第12号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第3号第4号第5号第6号第7号第8号イ第9号イ第10号、第8条第1号ハ第2号ハ第3号、第10条の2第2号、第11条の2第2号、第12条の3第1号、第15条第1号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第20条10号イ、第22条の2第2号第3号イ第4号第5号第8号イ、第24条の2第2号イ第3号イ第4号イ第5号第8号イ第9号イ、第25条第2号イ第3号イ第7号ロ第8号イ、第31条の2第3号イ第4号イ第5号イ第6号第9号イ第10号イ、第33条第1号、第41条の2第3号、第43条第2号イ第3号イ第5号イ第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第46条第1項第1号第3号第4号第5号第6号第7号第2項、第49条第2号イ、第53条第1号イ第2号イ第5号イ、第55条の2第1号イ第2号第3号第4号、第59条の3第1号ハ第2号ハ第3号イ ※別表第二の30、46、88の項に対応する別表第二省令は、改めて命令の公布後、一部改正により追加予定 ～上記以外の項目に変更なし～	事前	
令和2年8月14日	II 1. 対象人数-いつ時点の計数か	平成31年2月1日時点	令和2年3月1日時点	事後	
令和2年8月14日	II 2. 取扱者数-いつ時点の計数か	平成31年2月1日時点	令和2年3月1日時点	事後	
令和2年8月14日	II 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	
令和5年3月17日	I 3. 個人番号の利用-法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下この評価書において「番号法」という。)第9条第1項及び第2項並びに別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第24条 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例(平成27年10月条例第30号)第4条第1項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年10月規則第58号)第3条 ・国保法第113条の3第1項及び第2項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下この評価書において「番号法」という。)第9条第1項及び第2項並びに別表第一の30の項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例(平成27年10月条例第30号)第4条第1項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月17日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携の根拠-②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下この評価書において「別表第二省令」という。) ・番号法附則第6条第4項 ・国保法第113条の3第1項及び第2項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和5年3月17日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携の根拠-②法令上の根拠	[別表第二省令における情報提供の根拠] :第1条第1号第2号イ、第2条第3号イ第4号第5号イ第8号イ第10号イ第11号イ第17号イ、第3条第4号イ第5号第6号イ第8号イ9号イ第10号第11号イ第12号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第3号第4号第5号第6号第7号第8号イ第9号イ第10号、第8条第1号ハ第2号ハ第3号、第10条の2第2号、第11条の2第2号、第12条の3第1号、第15条第1号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第20条10号イ、第22条の2第2号第3号イ第4号第5号第8号イ、第24条の2第2号イ第3号イ第4号イ第5号第8号イ第9号イ、第25条第2号イ第3号イ第7号口第8号イ、第31条の2第3号イ第4号イ第5号イ第6号第9号イ第10号イ、第33条第1号、第41条の2第3号、第43条第2号イ第3号イ第5号イ第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第46条第1項第1号第3号第4号第5号第6号第7号第2項、第49条第2号イ、第53条第1号イ第2号イ第5号イ、第55条の2第1号イ第2号第3号第4号、第59条の3第1号ハ第2号ハ第3号イ ※別表第二の30、46、88の項に対応する別表第二省令は、改めて命令の公布後、一部改正により追加予定	削除	事後	
令和5年3月17日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携の根拠-②法令上の根拠	[別表第二省令における情報照会の根拠] :第25条、第25条の2、第26条 ※別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令の公布後、一部改正により追加予定	削除	事後	
令和5年3月17日	II 1. 対象人数-いつ時点の計数か	令和2年3月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	
令和5年3月17日	II 2. 取扱者数-いつ時点の計数か	令和2年3月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	
令和5年10月13日	I 1. 特定個人情報を取り扱う事務-②事務の内容	さらに、オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務を行う。	さらに、オンライン資格確認等システムに係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務を行う。 ～上記以外の項目に変更なし～	事後	
令和5年10月13日	II 1. 対象人数-いつ時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和5年10月13日	II 2. 取扱者数-いつ時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和6年4月10日	I 1. 特定個人情報を取り扱う事務-③システムの名称	国民健康保険システム、統合DB、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、福祉システム、国保総合システム及び国保情報集約システム、税務システム、医療保険者向け中間サーバー等	国民健康保険システム、保険料賦課システム、資格管理システム、給付システム、保険料収納システム、統合DB、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、福祉システム、国保総合システム及び国保情報集約システム、税務システム、医療保険者向け中間サーバー等、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月10日	I 2. 特定個人情報ファイル名	1. 資格・賦課情報ファイル 2. 給付情報ファイル 3. 収納管理情報ファイル	1. 国保賦課ファイル 2. 国保資格ファイル 3. 国保給付ファイル 4. 国保収納ファイル	事後	
令和6年4月10日	II 1. 対象人数-いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	
令和6年4月10日	II 2. 取扱者数-いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	